

省エネ診断受診支援負担金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、加古川市ゼロカーボンパートナーシップ協定を締結した事業者（以下「パートナー」という。）の脱炭素社会の実現に資する取組を支援することを目的とし、省エネルギー診断（以下「省エネ診断」という。）を受診したパートナーに対して、予算の範囲内で、診断に要した費用を負担することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(負担金の対象者)

第2条 負担金の対象者は、市内にある事業所（エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）に規定する第一種エネルギー管理指定工場等及び第二種エネルギー管理指定工場等に該当する事業所を除く事業所をいう。以下同じ。）の省エネ診断を受診したパートナーとする。

(負担金の対象設備等)

第3条 負担金の対象設備等は、前条に規定する対象者が所有し、又は使用する建物及び設備とする。

2 この要綱又はこの要綱に類する要綱により負担金の交付を受けたことがある設備等は、過去に診断を受けた日から起算して3年間は、負担金の交付対象としない。

(負担対象経費)

第4条 負担の対象となる経費（以下「負担対象経費」という。）は、第2条に規定する対象者が負担した次の各号に掲げる省エネ診断に係る費用とする。

- (1) 省エネ最適化診断（実施主体が一般財団法人省エネルギーセンターのものに限る。）
- (2) 省エネクイック診断（実施主体が一般社団法人環境共創イニシアチブのものに限る。）
- (3) 省エネお助け隊の診断（実施主体が一般社団法人環境共創イニシアチブのものに限る。）
- (4) ウォークスルー診断（実施主体が一般社団法人環境共創イニシアチブのものに限る。）
- (5) IT診断（実施主体が一般社団法人環境共創イニシアチブのものに限る。）
- (6) その他市長が認める診断

2 負担対象経費の算出に当たっては、次に掲げる額を控除するものとする。

- (1) 消費税及び地方消費税相当額
- (2) 国その他の団体からの負担金等を充当する場合は、当該負担金等の額

(負担金の交付請求)

第5条 負担金の交付を受けようとする者（以下「請求者」という。）は、請求書に次に掲げる書類を添えて、診断の日から起算して6か月以内に市長に提出しなければならない。

- (1) 省エネ診断に要した費用が確認できる書類（領収書等）のコピー
- (2) 市内にある事業所を診断したことが確認できる書類（診断報告書等）のコピー
- (3) 振込先が確認できる書類のコピー
- (4) その他市長が必要と認める書類

(交付)

第6条 市長は、前条に規定する請求書を受理したときは、その内容を審査し、負担金の交付の可否を決定する。

2 市長は、前項の規定により負担金の交付を決定したときは、速やかに負担金を請求者に交付する。

3 市長は、第1項の規定により負担金の不交付を決定したときは、速やかに不交付の理由を付した通知を請求者に通知する。

(返還)

第7条 市長は、偽りその他不正の手段により、負担金の交付を受けた者があるときは、期限を定めて当該負担金の全部又は一部の返還を命じなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の省エネ診断受診支援負担金交付要綱の規定は、令和7年度以後の年度の予算の執行について適用し、令和6年度の予算の執行については、なお従前の例による。